



鳥取県公報

平成30年 6 月 28 日 (木)
号外第 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	星空保全地域の指定 (424) (環境立県推進課) 2
	星空保全照明基準の設定 (425) (〃) 2

告 示

鳥取県告示第424号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、次のとおり星空保全地域を指定したので、同条第3項の規定において準用する同条例第9条第6項の規定により告示する。

平成30年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称
日南町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定する区域
日南町の区域の全部

鳥取県告示第425号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、日南町星空保全地域に係る星空保全照明基準を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

平成30年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

照明器具の種類	項 目	基 準	
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
		ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。	
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。	
	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。	
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。	

	2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催しを目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本工業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。